

# 浜中町 第2期 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度

子どもが 親が 地域が育つまちづくり

概要版



令和2年3月  
浜中町

# 計画策定にあたって

この計画は、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化などに対応し、子ども・子育て支援の充実などを総合的・計画的に推進するため策定しました。

## 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」に定める市町村計画であり、「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定しています。また、「浜中町新しいまちづくり総合計画」、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

## 計画の期間

この計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

# 基本理念

すべての子どもたちが健やかに元気に成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所などで、新しい子育て支援社会を構築するという願いが込められています。

### 基本理念

子どもが 親が 地域が育つ まちづくり

# 基本目標

### すべての家庭の 子育てを支援する 環境づくり

多様なニーズに応え、子育ての不安感や負担の軽減に向けた子育て支援サービスの充実に努めます。児童虐待の防止、ひとり親家庭、障がい児や家族への支援など各種サービスを進めます

### 子育てを まち全体で支える 環境づくり

子どもや親を取り巻く生活環境の整備、交通安全、防犯に取り組みます。教育の充実とともに、家庭や学校、地域社会の連携の下、子どもの健全育成を推進します。

### 母と子の 健康を支える 環境づくり

母子保健事業、相談体制の充実などにより、子どもを慈しみ育てる環境づくりを進めます。乳幼児から思春期までの食育や、子どもたちを対象とした保健事業の充実に努めます。

# 施策の体系

基本目標に沿って、各種取組の総合的な展開を図ります。

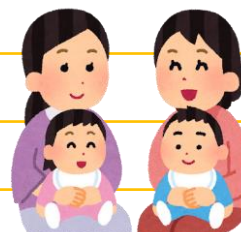
## 基本目標1 すべての家庭の子育てを支援する環境づくり

### (1) 地域における子育て支援

- 1) 保育サービスの充実
- 2) 地域における子育て支援サービスの充実
- 3) 児童の健全育成

### (2) 要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進

- 1) 児童虐待防止対策の充実
- 2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3) 障がい児施策の充実



## 基本目標2 子育てをまち全体で支える環境づくり

### (1) 子育てしやすい生活環境の整備・子ども等の安全確保

- 1) 良好な住環境の整備
- 2) 安全な交通環境の整備
- 3) 安心して外出できる環境の整備
- 4) 子どもを取り巻く安全の確保

### (2) 子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくり

- 1) 子どもの生きる力・次世代の親の育成
- 2) 家庭や地域の教育力の向上

### (3) 仕事と子育ての両立の推進

- 1) 仕事と子育ての調和の促進



## 基本目標3 母と子の健康を支える環境づくり

### (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

- 1) 子どもや母親の健康の確保
- 2) 思春期の成長支援
- 3) 食育の推進
- 4) 小児医療の体制



# 子ども・子育て支援事業

「子ども・子育て支援新制度」による教育・保育事業や、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

## 保育の量の見込みと確保策

(単位：人)

2歳6か月以上のお子さんは認可外保育所、未満のお子さんは認可保育所で受け入れます。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3号(0歳)	12	12	12	12	12
	3号(1～2歳)	47	48	48	47	47
	2号(3～5歳)	111	109	98	99	97
確保策	町内保育所	180	178	166	165	163
	3号(0歳)	12	12	12	12	12
	3号(1～2歳)	47	48	48	47	47
	2号(3～5歳)★	121	118	106	106	104

## 教育の量の見込みと確保策

(単位：人)

2号認定のお子さんは保育所に入所が可能です。幼稚園は実施せず、☆の( )の確保は町内保育所2号(3～5歳)★で受け入れます。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号(3～5歳)	2	1	1	0	0
	2号(3～5歳)(教育ニーズ)	8	8	7	7	7
確保策	特定教育・保育施設 ☆	(10)	(9)	(8)	(7)	(7)
	1号(3～5歳)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)
	2号(3～5歳)	(8)	(8)	(7)	(7)	(7)

## 地域子ども・子育て支援事業

本町では、以下の地域子ども・子育て支援事業を実施します。

利用者支援事業	妊娠期から出産、子育て期までの相談対応や情報提供、助言等を行います。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる親子の交流の場の提供、育児相談、情報提供等を行います。
妊婦健康診査	妊婦の健康状態の把握や保健指導、妊娠期間中に必要に応じた検査を行います。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、情報提供や環境の把握等を行います。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、適切な指導・助言等を行います。
一時預かり事業	保育が一時的に困難となった乳幼児を、保育所で一時的に預かります。
延長保育事業	保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた保育を行います。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭で育成できない小学生に遊びや生活の場を提供します。